

株式会社産業再生機構法案 参照条文

(参照法律一覧)

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）	2
農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）	5
保険業法（平成七年法律第百五号）	6
貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）	6
総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）	8
独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）	8
商法（明治三十二年法律第四十八号）	9
株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）	12
銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）	14
昭和十八年法律第四十三号（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律）	14
信託業法（大正十一年法律第六十五号）	15
民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）	16
会社更生法（平成十四年法律第二百二十五号）	16
日本銀行法（平成九年法律第八十九号）	18
農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）	19
昭和二十一年法律第二十四号（法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律）	21
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）	21

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者（この法律の施行地外に本店を有するものを除く。）をいう。

一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（以下「銀行」という。）

二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行（以下「長期信用銀行」という。）

三 信用金庫

四 信用協同組合

五 労働金庫

六 信用金庫連合会

七 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会（以下「信用協同組合連合会」という。）

八 労働金庫連合会

2 } 13 （略）

（設置）

第十四条 機構に、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（権限）

第十五条 次章、第四章及び第六章から第八章までに規定するもののほか、次に掲げる事項は、委員会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 業務方法書の作成及び変更

三 予算及び資金計画

四 決算

五 その他委員会が特に必要と認める事項

（業務の範囲）

第三十四条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次章第二節の規定による保険料の収納

- 二 次章第三節の規定による保険金及び仮払金の支払
  - 三 次章第四節の規定による資金援助その他同節の規定による業務
  - 四 第四章の規定による預金等債権の買取り
  - 五 第七十八条第二項の規定による金融整理管財人又は金融整理管財人代理の業務
  - 六 第六章の規定による承継銀行の経営管理その他同章の規定による業務
  - 七 第七章の規定による株式等の引受け等その他同章の規定による業務
  - 八 第二百二十七条又は第二百二十八条の規定による資金の貸付け及び第二百二十九条の規定による資産の買取り
  - 九 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第四章から第五章までの規定による預金者表の提出その他これらの規定による義務
  - 十 前各号に掲げる業務に附帯する業務  
（資料の提出の請求等）
- 第三十七条 機構は、その業務を行うため必要があるときは、金融機関に対し、資料の提出を求めることができる。
- 2 前項の規定により資料の提出を求められた金融機関は、遅滞なく、これを提出しなければならない。
  - 3 機構は、破綻金融機関の取締役（破綻金融機関が信用金庫若しくは信用協同組合若しくは信用協同組合連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会（以下「信用金庫等」という。）である場合にあつては、理事）、監査役（破綻金融機関が信用金庫等である場合にあつては、監事）及び支配人（破綻金融機関が信用協同組合若しくは信用協同組合連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会である場合にあつては、参事）その他の使用人並びにこれらの者であつた者に対し、破綻金融機関の業務及び財産の状況（これらの者であつた者については、その者が当該破綻金融機関の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。）につき報告を求め、又は破綻金融機関の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。
  - 4 国、都道府県又は日本銀行は、機構がその業務を行うため特に必要があると認めて要請をしたときは、機構に対し、資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。
- （借入金及び預金保険機構債券）
- 第四十二条 機構は、第四十条の二第一号に掲げる業務を行うため必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機関その他の者（日本銀行を除く。）から資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は預金保険機構債券（以下「債券」という。）の発行（債券の借換えのための発行を含む。）をすることができる。

259 (略)

(内閣府令・財務省令への委任)

第四十四条 この法律に規定するもののほか、機構の財務及び会計に關し必要な事項は、内閣府令・財務省令で定める。

(監督)

第四十五条 機構は、内閣総理大臣及び財務大臣が監督する。

2 内閣総理大臣及び財務大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、機構に対し、その業務に關して監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告及び検査)

第四十六条 内閣総理大臣及び財務大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、機構に対しその業務に關し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(保険料の額)

第五十一条 保険料の額は、各金融機関につき、当該保険料を納付すべき日を含む営業年度の直前の営業年度の各日(銀行法第十五条第一項(長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第一項、協同組合による金融事業に關する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第六条第一項及び労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十四条第一項において準用する場合を含む。)(に規定する休日を除く。)(における預金等(外貨預金その他の政令で定める預金等を除く。)(の額の合計額を平均した額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む営業年度の月数を乗じて計算した金額に、機構が委員会の議決を経て定める率(以下この条において「保険料率」という。)(を乗じて計算した金額とする。

2 保険料率は、保険金の支払、資金援助その他の機構の業務(第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。)(に要する費用の予想額に照らし、長期的に機構の財政が均衡するように、かつ、特定の金融機関に対し差別的取扱い(金融機関の経営の健全性に依じてするものを除く。)(をしないように定められなければならない。

3 機構は、第四十二条第一項若しくは第二項の資金の借入れ又は同条第一項の債券の発行をした場合において、その借入金を返済し、又はその債券を償還することが困難であると認められるときは、委員会の議決を経て、保険料率を変更するものとする。

4 機構は、保険料率を定め、又はこれを変更しようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。

5 機構は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る保険料率を公告しなければならない。  
第百五十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律により内閣総理大臣及び財務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 第七条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
- 三 第三十四条に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 四 第四十条第三項の規定に違反して、書類を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。
- 五 第四十一条の規定に違反して責任準備金を計算せず、又はこれを積み立てなかつたとき。
- 六 第四十三条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- 七 第四十五条第二項の規定による内閣総理大臣及び財務大臣の命令に違反したとき。
- 八 第五十五条第三項及び第四項、第五十九条第七項（第五十九条の二第三項（第六十九条第四項において準用する場合を含む。）、第六十一条第七項（第六十二条第四項条第四項、第一百一条第五項及び第一百十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十条第三項、第六十一条第七項（第六十二条第四項（第一百一条第七項及び第一百十八条第四項において準用する場合を含む。）、第一百一条第五項及び第一百十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条第四項（第一百一条第七項及び第一百十八条第四項において準用する場合を含む。）又は第二百十条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「農水産業協同組合」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合
- 二 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会
- 三 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合
- 四 水産業協同組合法第八十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会
- 五 水産業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合
- 六 水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会
- 七 農林中央金庫

保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「保険業」とは、不特定の者を相手方として、人の生死に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を收受する保険、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を收受する保険その他の保険で、次条第四項各号又は第五項各号に掲げるものの引受けを行う事業（他の法律に特別の規定のあるものを除く。）をいう。

2 この法律において「保険会社」とは、次条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて保険業を行う者をいう。

3 この法律において「生命保険会社」とは、保険会社のうち次条第四項の生命保険業免許を受けた者をいう。

4 13（略）

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「貸金業」とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して単に「貸付け」という。）で業として行うものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 国又は地方公共団体が行うもの

二 貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うもの

三 物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの

四 事業者がその従業者に対して行うもの

五 前各号に掲げるもののほか、資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けを行う者で政令で定めるものが行うもの

2 この法律において「貸金業者」とは、次条第一項の登録を受けて貸金業を営む者をいう。

3 この法律において「貸付けの契約」とは、貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約をいう。

（債権譲渡等の規制）

第二十四条 貸金業者は、貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡するに当たつては、その者に対し、当該債権が貸金業者の貸付けに係る契約に基づいて発生したことその他内閣府令で定める事項並びにその者が当該債権に係る貸付けの契約に基づく債権に関する行為について第十七条、第十八条、第二十条から第二十二条まで、第四十二条及びこの項の規定（抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定す

る抵当証券に記載された債権については第十七条の規定を除き、これらの規定に係る罰則を含む。）の適用がある旨を、内閣府令で定める方法により、通知しなければならない。

2 第十七条、第十八条、第二十条から第二十二条まで、第四十二条及び前項の規定（抵当証券法第一条第一項に規定する抵当証券に記載された債権については、第十七条の規定を除く。）は、貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合における当該債権を譲り受けた者について準用する。この場合において、第十七条、第十八条第一項、第二十条、第二十二条及び前項中「貸金業者は」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者は」と、第十七条第一項中「貸付けに係る契約を締結したとき」とあるのは「当該債権を譲り受けたとき」と、「その契約」とあるのは「当該譲り受けた債権」と、「その相手方」とあるのは「当該譲り受けた債権に係る債務者」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けに係る契約の締結した貸金業者」と、同項第二号中「金額」とあるのは「債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けに係る契約の締結した貸金業者」と、同項第三号中「金額」とあるのは「金額」と、同項第三号中「金額」とあるのは「金額」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けに係る契約を締結した貸金業者」と、同条第三項中「貸付けに係る契約」とあるのは「当該譲り受けた債権」と、「保証契約を締結したとき」とあるのは「保証契約が締結されたとき」と、「前項各号」とあるのは「第二十四条第二項の規定により読み替えられた前項各号」と、同条第四項中「貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき」とあるのは「第二十四条第二項の規定により読み替えられた第一項各号」と、「当該貸付けに係る契約」とあるのは「当該譲り受けた債権」と、第十八条第一項中「貸付けの契約」とあるのは「当該譲り受けた債権に係る貸付けの契約」と、同項第一号中「貸金業者」とあるのは「債権を譲り受けた者及び当該債権に係る貸付けの契約を締結した者」と、同項第二号中「契約年月日」とあるのは「債権の譲受年月日及び当該債権に係る貸付けの契約の締結年月日」と、同項第三号中「貸付けの金額」とあるのは「譲り受けた債権の額及び貸付けの金額」と、第二十条中「貸付けの契約について」とあるのは「当該譲り受けた債権に係る貸付けの契約について」と、第二十一条中「貸金業者又は貸金業者の」とあるのは「貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者又は当該譲り受けた債権に係る」と、「貸金業者その他の者」とあるのは「当該債権を譲り受けた者その他の者」と、「貸付けの契約」とあるのは「当該譲り受けた債権に係る貸付けの契約」と、同条第二項中「貸金業者の商号」とあるのは「当該債権を譲り受けた者の商号」と、第二十二条中「貸付けの契約」とあるのは「当該譲り受けた債権に係る貸付けの契約」と、同条第二項中「貸金業者の商号」と、第四十二条第一項及び第二項中「内閣総理大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた貸金業者」とあるのは「都道府県知事は貸金業者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者で当該都道府県の区域内に営業所又は事務所（営業所又は事務所を有しない者にあつては、住所又は居所）を有するもの」と、前項中「貸付けに係る契約に基づく債権」とあるのは「当該譲り受けた債権」と読み替えるものとす

る。

3 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の譲渡又は取立ての委託（以下「債権譲渡等」という。）をしようとする場合において、その相手方が貸付けの契約に基づく債権の取立てに当たり第二十一条第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれが明らかである者（以下この項において「取立て制限者」という。）であることを知り、若しくは知ることができるとき、又は当該債権譲渡等の後取立て制限者が当該債権の債権譲渡等を受けることを知り、若しくは知ることができるときは、当該債権譲渡等をしてはならない。

4 貸金業者は、政令で定める密接な関係を有する者に貸付けの契約に基づく債権の債権譲渡等をしたときは、その相手方が当該債権の取立てに当たり第二十一条第一項（第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯さないように、相当の注意を払わなければならない。

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）

（所掌事務）

第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一 十四 （略）

十五 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）の新設、目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及び廃止に関する審査を行うこと。  
十六 一 百 （略）

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 （略）



商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）

第三十三条ノ二 商人ハ会計帳簿又ハ貸借対照表ヲ電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其ノ他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式ニ依リ作ラルル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルルモノトシテ法務省令ニ定ムルモノヲ謂フ以下同ジ）ヲ以テ作ルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ貸借対照表ガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ニ付テハ作成者之ニ署名ニ代フル措置ニシテ法務省令ニ定ムルモノヲ執ルコトヲ要ス

第一百六十六条 株式会社ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載又ハ記録スルコトヲ要ス

一 目的

二 商号

三 会社ガ発行スル株式ノ総数

四及五 削除

六 会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ総数

七 削除

八 本店ノ所在地

九 会社ガ公告ヲ為ス方法

十 發起人ノ氏名及住所

定款ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ各發起人之ニ署名スルコトヲ要ス

第三十三条ノ二ノ規定ハ定款ニ之ヲ準用ス

会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ総数ハ会社ガ発行スル株式ノ総数ノ四分ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ但シ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

会社ノ公告ハ官報又ハ時事ニ関スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙ニ掲ゲテ之ヲ為スコトヲ要ス

第一百六十七条 定款ハ公証人ノ認証ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ有セズ

第一百六十八条 左ノ事項ハ之ヲ定款ニ記載又ハ記録スルニ非ザレバ其ノ効力ヲ有セズ

一乃至三 削除

四 発起人が受クベキ特別ノ利益及之ヲ受クベキ者ノ氏名

五 現物出資ヲ為ス者ノ氏名、出資ノ目的タル財産、其ノ価格並ニ之ニ対シテ与フル株式ノ種類及数

六 会社ノ成立後ニ譲受クルコトヲ約シタル財産、其ノ価格及譲渡人ノ氏名

七 発起人が受クベキ報酬ノ額

八 会社ノ負担ニ歸スベキ設立費用但シ定款ノ認証ノ手数料及株式ノ払込ノ取扱ニ付銀行又ハ信託会社ニ支払フベキ報酬ハ此ノ限ニ在ラズ  
現物出資ハ発起人ニ限り之ヲ為スコトヲ得

第七十三条 取締役ハ其ノ選任後遅滞ナク第六十八条第一項ニ掲グル事項ヲ調査セシムル為検査役ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ第六十八条第一項第五号及第六号ノ財産ノ定款ニ定メタル価格ノ総額ガ資本ノ五分ノ一ヲ超エズ且五百万円ヲ超エザル場合ニ於テ八同項第五号及第六号ニ掲グル事項ニ付テハ之ヲ適用セズ第六十八条第一項第五号又ハ第六号ノ財産ガ取引所ノ相場アル有価証券ナル場合ニ於テ定款ニ定メタル価格ガ其ノ相場ヲ超エザルトキ其ノ財産ニ係ル同項第五号又ハ第六号ニ掲グル事項ニ付亦同ジ

第六十八条第一項第五号又ハ第六号ノ財産ガ不動産ナル場合ニ於テ同項第五号又ハ第六号ニ掲グル事項ガ相当ナルコトニ付弁護士又ハ弁護士法人ノ証明ヲ受ケタルトキ其ノ事項ニ付亦前項ニ同ジ此ノ場合ニ於テハ其ノ不動産ニ付不動産鑑定士ノ鑑定評価ヲ受クルコトヲ要ス

裁判所ハ検査役ノ報告ヲ聴キ第六十八条第一項ニ掲グル事項ヲ不当ト認メタルトキハ之ニ変更ヲ加ヘテ各発起人ニ通告スルコトヲ得

前項ノ変更ニ服セザル発起人ハ其ノ株式ノ引受ヲ取消スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ定款ヲ変更シテ設立ニ関スル手續ヲ続行スルコトヲ妨ゲズ  
通告後二週間内ニ株式ノ引受ヲ取消シタル者ナキトキハ定款ハ通告ニ從ヒ変更セラレタルモノト看做ス

#### 第八十八条 (略)

前項ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一 第六十六条第一項第一号乃至第三号及第九号ニ掲グル事項

二 本店及支店

三 第七十五条第二項第三号乃至第六号、第十二号及第十三号ニ掲グル事項

四 削除

五 発行済株式ノ総数並ニ種類及数

六 資本ノ額

七 取締役及監査役ノ氏名

七ノ二 取締役ガ其ノ会社ノ業務ヲ執行セザル取締役ニシテ過去ニ其ノ会社又ハ子会社(第二百十一条ノ第二項ノ子会社ヲ謂フ以下此ノ号ニ

於テ同ジ)ノ業務ヲ執行スル取締役又ハ支配人其ノ他ノ使用人トナリタルコトナク且現ニ子会社ノ業務ヲ執行スル取締役又ハ其ノ会社若ハ子会社ノ支配人其ノ他ノ使用人ニ非ザルモノ(以下社外取締役ト称ス)ナルトキハ其ノ旨

八 代表取締役ノ氏名及住所

九 数人ノ代表取締役ガ共同シテ会社ヲ代表スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定

十 第二百八十三条第五項ノ取締役会ノ決議アリタルトキハ同項ノ情報ノ提供ヲ受クル為必要ナル事項ニシテ法務省令ニ定ムルモノ

第六十四条第二項及第六十五条乃至第六十七条ノ規定ハ株式会社ニ、第六十七条ノ二ノ規定ハ取締役及監査役ニ之ヲ準用ス

第二百六十条 取締役会ハ会社ノ業務執行ヲ決シ取締役ノ職務ノ執行ヲ監督ス

取締役会ハ左ノ事項其ノ他ノ重要ナル業務執行ニ付テハ取締役ニ決セシムルコトヲ得ズ

一 重要ナル財産ノ処分及讓受

二 多額ノ借財

三 支配人其ノ他ノ重要ナル使用人ノ選任及解任

四 支店其ノ他ノ重要ナル組織ノ設置、変更及廃止

取締役ハ三月二一回以上業務ノ執行ノ状況ヲ取締役会ニ報告スルコトヲ要ス

第二百六十条ノ二 取締役会ノ決議ハ取締役ノ過半数出席シ其ノ取締役ノ過半数ヲ以テ之ヲ為ス但シ定款ヲ以テ此ノ要件ヲ加重スルコトヲ妨ゲズ

前項ノ決議ニ付特別ノ利害關係ヲ有スル取締役ハ決議ニ参加スルコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ依リテ決議ニ参加スルコトヲ得ザル取締役ノ数ハ第一項ノ取締役ノ数ニ之ヲ算入セズ

第二百六十条ノ三 監査役ハ取締役会ニ出席スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ意見ヲ述ブルコトヲ要ス

監査役ハ取締役ガ会社ノ目的ノ範圍内ニ在ラザル行為其ノ他法令若ハ定款ニ違反スル行為ヲ為シ又ハ為ス虞アリト認ムルトキハ取締役会ニ之

ヲ報告スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ必要アルトキハ監査役ハ取締役会ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

第二百五十九条第四項ノ規定ハ前項ノ請求アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第二百六十条ノ四 取締役会ノ議事ニ付テハ議事録ヲ作ルコトヲ要ス

議事録ニハ議事ノ経過ノ要領及其ノ結果ヲ記載又ハ記録スルコトヲ要ス

前項ノ議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ出席シタル取締役及監査役之ニ署名スルコトヲ要ス

第三十三条ノ二ノ規定ハ第一項ノ議事録ニ之ヲ準用ス

取締役八第一項ノ議事録ヲ十年間本店ニ備置クコトヲ要ス

株主又ハ親会社ノ株主八其ノ権利ヲ行使スル為必要アルトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ左ノ請求ヲ為スコトヲ得会社ノ債権者ガ取締役又ハ監査役ノ責任ヲ追及スル為必要アルトキ亦同シ

一 前項ノ議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面ノ閲覽又ハ謄写ノ請求

二 前項ノ議事録ガ電磁的記録ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ内容ヲ法務省令ニ定ムル方法ニ依リ表示シタルモノノ会社ノ本店ニ於ケル閲覽又ハ謄写ノ請求

閲覽又ハ謄写ニ因リ会社又ハ其ノ親会社若ハ子会社ニ著シキ損害ヲ生ズル虞アルトキハ裁判所前項ノ許可ヲ為スコトヲ得ズ

第四百二十五条 残余財産ハ各株主ノ有スル株式ノ数ニ応ジテ之ヲ株主ニ分配スルコトヲ要ス但シ第二百二十二条第一項ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

株式会社ノ監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）（抄）

（定義）

第一条の二（略）

2（略）

3 この法律において「委員会等設置会社」とは、次の各号のいずれかに該当する株式会社であつて、次章第四節に規定する特例の適用を受ける旨の定款の定めがあるものをいう。

一 大会社

二 第二条第二項の定款の定めがある株式会社（第二章第一節、第二十条、第二十一条及び同章第四節において「みなし大会社」という。）

4（略）

第二章 大会社等に関する特例

第一節 取締役会に関する特例

（重要財産委員会の設置等）

第一条の三 大会社又はみなし大会社であつて、次に掲げる要件を満たすものは、取締役会の決議により、重要財産委員会を置くことができる。

一 取締役の数が十人以上であること。

二 取締役のうち一人以上が社外取締役（商法第百八十八条第二項第七号ノ二に規定する社外取締役をいう。以下同じ。）であること。

2 重要財産委員会は、第五項の規定による取締役会の決議に基づき、当該決議により委任を受けた事項の決定を行う。

3 重要財産委員会は、取締役三人以上で組織する。

4 前項の取締役（次条及び第一条の五において「重要財産委員」という。）は、取締役会の決議により定める。

5 重要財産委員会を設置した大会社又はみなし大会社においては、取締役会は、商法第二百六十条第二項の規定にかかわらず、その決議により、同項第一号及び第二号に掲げる事項の決定を重要財産委員会に委任することができる。

（重要財産委員会の運営）

第一条の四 重要財産委員であつて重要財産委員会が指名するものは、重要財産委員会の決議の内容を、遅滞なく取締役会に報告しなければならない。

2 取締役は、重要財産委員でない場合であつても、次に掲げる閲覧又は謄写をすることができる。

一 重要財産委員会の議事録が書面で作られているときは、その書面の閲覧又は謄写

二 重要財産委員会の議事録が電磁的記録（商法第三十三条ノ二第一項の電磁的記録をいう。以下同じ。）で作られているときは、その電磁的記録に記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものの大会社又はみなし大会社の本店における閲覧又は謄写

3 商法第二百五十九条第一項本文、第二百五十九条ノ二、第二百五十九条ノ三、第二百六十条ノ二、第二百六十条ノ三第一項及び第二百六十条ノ四の規定は、重要財産委員会について準用する。この場合において、商法第二百五十九条ノ二及び第二百六十条ノ二第一項中「定款」とあるのは、「取締役会ノ決議」と読み替えるものとする。

第四節 委員会等設置会社に関する特例

（委員会及び執行役の設置等）

第二十一条の五 委員会等設置会社には、次に掲げる機関を置かなければならない。

一 指名委員会

二 監査委員会

三 報酬委員会

四 一人又は数人の執行役

2 委員会等設置会社には、監査役を置くことができない。委員会等設置会社を設立する場合についても、同様とする。

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

（定義等）

第二条 この法律において「銀行」とは、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者をいう。

2 この法律において「銀行業」とは、次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

一 預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け又は手形の割引とを併せ行うこと。

二 為替取引を行うこと。

3 13 （略）

（特定関係者との間の取引等）

第十三条の二 銀行は、その特定関係者（当該銀行の子会社、当該銀行の銀行主要株主、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社（当該銀行を除く。）その他の当該銀行と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。）又はその特定関係者の顧客との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき内閣府令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 当該特定関係者との間で行う取引で、その条件が当該銀行の取引の通常条件に照らして当該銀行に不利益を与えるものとして内閣府令で定める取引

二 当該特定関係者との間又は当該特定関係者の顧客との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして内閣府令で定める取引又は行為

（株主等の帳簿閲覧権の否認）

第二十三条 商法第二百九十三条ノ六（株主の帳簿閲覧権）、第二百九十三条ノ八（親会社の株主の帳簿閲覧権）及び有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第四十四条ノ三（親会社の社員の本簿閲覧権）の規定は、銀行の会計の帳簿及び資料については、適用しない。

昭和十八年法律第四十三号（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律）（抄）

第一条 銀行其ノ他ノ金融機関（政令ヲ以テ定ムルモノニ限ル以下金融機関ト称ス）ハ他ノ法律ニ拘ラズ内閣総理大臣ノ認可ヲ受ケ信託業法ニ依リ信託会社ノ営ム業務（政令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク以下信託業務ト称ス）ヲ営ムコトヲ得

金融機関ハ内閣府令ノ定ムル所ニ依リ信託業務ノ種類及方法ヲ定メ前項ノ認可ヲ受クベシ

内閣総理大臣第一項ノ認可ノ申請アリタルトキハ左ニ掲グル基準ニ適合スルカ否カヲ審査スベシ

一 申請者ガ信託業務ヲ健全ニ遂行シ得ル財産の基礎ヲ有シ且信託業務ヲ的確ニ遂行シ得ルコト

二 申請者ニ依ル信託業務ノ遂行ガ金融秩序ヲ乱ス虞ナキコト

第四条 信託業法第七条乃至第十条、第十三条第一項、第十七条及第十八条ノ規定ハ金融機関ガ信託業務ヲ営ム場合ニ之ヲ準用ス但シ同法第七条中資本金トアルハ之ヲ資本金又ハ出資ノ総額トシ同法第十三条第一項中業務報告書トアルハ之ヲ信託業務報告書トシ同法第十七条及第十八条中業務トアルハ之ヲ信託業務トシ財産トアルハ之ヲ信託財産トス

第七条 信託業務ヲ営ム金融機関ト信託会社又ハ信託業務ヲ営ム金融機関トガ合併シタルトキハ合併後存続シ又ハ合併ニ因リテ設立シタル信託業務ヲ営ム金融機関ハ合併ニ因リテ消滅シタル信託会社又ハ信託業務ヲ営ム金融機関ノ信託ニ関スル権利義務ヲ承継ス

信託業法第十六条第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七条ノ二 信託業務ヲ営ム金融機関ヲ当事者トスル分割ニ因リテ營業ヲ承継シタル信託会社又ハ信託業務ヲ営ム金融機関ハ分割ニ因リテ營業ヲ承継セシメタル信託会社又ハ信託業務ヲ営ム金融機関ノ当該營業ニ係ル信託ニ関スル権利義務ヲ承継ス

信託業法第十六条ノ二第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十条 左ノ場合ニ於テハ信託業務ヲ営ム金融機関ノ役員、支配人、参事、信託業務ニ係ル代理店（代理店法人ナルトキハ其ノ業務ヲ執行スル社員、取締役其ノ他ノ法人ノ代表者）又ハ清算人ヲ百万円以下ノ過料ニ処ス

一（五）（略）

六 信託法第二十八条ノ規定ニ依リテ為スベキ信託財産ノ管理ヲ為サザルトキ

七 信託法第三十九条ニ規定スル事務ノ処理若ハ計算ヲ為サズ又ハ財産目録ヲ作成セザルトキ

八 正当ノ理由ナクシテ信託法第四十条ノ規定ニ依ル閲覧ヲ拒ミ又ハ説明ヲ為サザルトキ

信託業法（大正十一年法律第六十五号）（抄）

第十条 信託会社ガ信託財産トシテ所有スル有価証券ニ付テハ信託ハ信託法第三条第二項ノ規定ニ拘ラズ固有財産トシテ所有スル有価証券ト分別シテ之ヲ管理シタルトキハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得

信託会社ガ信託財産トシテ所有スル登録社債等（社債等登録法第三条第一項ノ規定ニ依リ登録ヲ為シタル社債並同法第十四条ノ規定ニ於テ準用スル同法第三条第一項ノ規定ニ依リ登録ヲ為シタル地方債、債券、公債及社債ヲ謂フ以下本項ニ於テ同ジ）ニ付キ同法第五条ノ移転ノ登録其ノ他内閣府令、法務省令ヲ以テ定ムル登録ノ内閣府令、法務省令ノ定ムル所ニ依リ信託財産タル旨ヲ明示シテ為シタルトキハ同条並信託法第三条第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ信託ノ登録ト看做ス此ノ場合ニ於テ信託会社ガ信託ノ本旨ニ反シテ当該登録社債等ヲ処分シタルトキハ受益

者八同法第三十一条但書ノ規定ニ拘ラズ処分ノ相手方及転得者ニ於テ其ノ処分ガ信託ノ本旨ニ反スルコトヲ知リタルトキ又八重大ナル過失ニ因リテ之ヲ知ラザリシトキニ限り同条ノ規定ニ依ル取消ヲ為スコトヲ得

信託会社ガ信託財産トシテ所有スル登録国債（国債ニ関スル法律第二条第二項ノ規定ニ依リ登録ヲ為シタル国債ヲ謂フ以下本項ニ於テ同ジ）ニ付キ同法第三条ノ移転ノ登録其ノ他内閣府令、財務省令ヲ以テ定ムル登録ヲ内閣府令、財務省令ノ定ムル所ニ依リ信託財産タル旨ヲ明示シテ為シタルトキ八信託法第三条第一項ノ規定ニ付テハ之ヲ信託ノ登録ト看做ス此ノ場合ニ於テ信託会社ガ信託ノ本旨ニ反シテ当該登録国債ヲ処分シタルトキ八受益者八同法第三十一条但書ノ規定ニ拘ラズ処分ノ相手方及転得者ニ於テ其ノ処分ガ信託ノ本旨ニ反スルコトヲ知リタルトキ又八重大ナル過失ニ因リテ之ヲ知ラザリシトキニ限り同条ノ規定ニ依ル取消ヲ為スコトヲ得

信託法第二十二條第一項但書ノ規定ハ信託会社ニ之ヲ適用セス

信託会社ハ金錢信託ニ付其ノ運用ニ依リ取得シタル財産力取引所ノ相場アルモノナルトキ八信託行為ニ依リ受益者ニ対シ負担スル債務ヲ履行スル為必要ナル場合ニ限り信託行為ノ定ムル所ニ依リ之ヲ固有財産ト為スコトヲ得

民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（抄）

（再生計画による権利の変更）

第五十五条 再生計画による権利の変更の内容は、再生債権者の間では平等でなければならない。ただし、不利益を受ける再生債権者の同意がある場合又は少額の再生債権若しくは第八十四条第二項に掲げる請求権について別段の定めをし、その他これらの者の間に差等を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

2 再生計画によつて債務が負担され、又は債務の期限が猶予されるときは、特別の事情がある場合を除き、再生計画認可の決定の確定から十年を超えない範囲で、その債務の期限を定めるものとする。

3 再生手続開始前の罰金等については、再生計画において減免その他権利に影響を及ぼす定めをすることができない。

会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「更生手続」とは、株式会社について、この法律の定めるところにより、更生計画を定め、更生計画が定められた場合にこれを遂行する手続（更生手続開始の申立てについて更生手続開始の決定をするかどうかに関する審理及び裁判をする手続を含む。）をいう。



2 この法律において「更生計画」とは、更生債権者等又は株主等の権利の全部又は一部を変更する条項その他の第六十七条に規定する条項を定めた計画をいう。

3 この法律において「更生事件」とは、更生手続に係る事件をいう。

4 この法律において「更生裁判所」とは、更生事件が係属している地方裁判所をいう。

5 この法律（第六条、第四十一条第一項第二号、第一百五十五条第二項及び第一百五十九条を除く。）において「裁判所」とは、更生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。

6 この法律において「開始前会社」とは、更生裁判所に更生事件が係属している株式会社であつて、更生手続開始の決定がされていないものをいう。

7 この法律において「更生会社」とは、更生裁判所に更生事件が係属している株式会社であつて、更生手続開始の決定がされたものをいう。

8 この法律において「更生債権」とは、更生会社に対し更生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権又は次に掲げる権利であつて、更生担保権又は共益債権に該当しないものをいう。

一 更生手続開始後の利息の請求権

二 更生手続開始後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

三 更生手続参加の費用の請求権

四 第五十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する債権

五 第六十一条第一項の規定により双務契約が解除された場合における相手方の損害賠償の請求権

六 第六十三条において準用する破産法（大正十一年法律第七十一号）第六十三条の規定による損害賠償の請求権

七 第六十三条において準用する破産法第六十六条第一項の規定による請求権（更生会社の有するものを除く。）

八 第九十一条第三項第三号又は第四号に定める権利

9 この法律において「更生債権者」とは、更生債権を有する者をいう。

10 16 （略）

（更生計画による権利の変更）

第六十六条 次に掲げる種類の権利を有する者についての更生計画の内容は、同一の種類を有する者の間では、それぞれ平等でなければならぬ。ただし、不利益を受ける者の同意がある場合又は少額の更生債権等若しくは第三百三十六条第二項第一号から第三号までに掲げる請求権について別段の定めをしても衡平を害しない場合その他同一の種類を有する者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りで

ない。

- 一 更生担保権
  - 二 一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権
  - 三 前号に掲げるもの以外の更生債権
  - 四 残余財産の分配に関し優先的内容を有する種類の株式
  - 五 前号に掲げるもの以外の株式
- 2 前項第二号の更生債権について、優先権が一定の期間内の債権額につき存在する場合には、その期間は、更生手続開始の時からさかのぼって計算する。

3 更生計画においては、異なる種類の権利を有する者の間においては、第一項各号に掲げる種類の権利の順位を考慮して、更生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならない。この場合における権利の順位は、当該各号の順位による。

4 前項の規定は、租税等の請求権及び第四百四十二条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権については、適用しない。

5 更生計画によつて債務が負担され、又は債務の期限が猶予されるときは、その債務の期限は、次に掲げる期間を超えてはならない。

一 担保物（その耐用期間が判定できるものに限る。）がある場合は、当該耐用期間又は十五年（更生計画の内容が更生債権者等に特に有利なものになる場合その他の特別の事情がある場合は、二十年）のいずれか短い期間

二 前号に規定する場合以外の場合は、十五年（更生計画の内容が更生債権者等に特に有利なものになる場合その他の特別の事情がある場合は、二十年）

6 前項の規定は、更生計画の定めにより社債を発行する場合には、適用しない。

7 第四百四十二条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権については、更生計画において減免の定めその他権利に影響を及ぼす定めをすることができない。

日本銀行法（平成九年法律第八十九号）（抄）

（他業の禁止）

第四十三条 日本銀行は、この法律の規定により日本銀行の業務とされた業務以外の業務を行つてはならない。ただし、この法律に規定する日本銀行の目的達成上必要がある場合において、財務大臣及び内閣総理大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

2 第七条第四項の規定は、前項の認可について準用する。

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（抄）

（業務の範囲）

第五十四条 農林中央金庫は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 会員の預金の受入れ
- 二 会員に対する資金の貸付け又は手形の割引
- 三 為替取引
- 2 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。
  - 一 会員以外の者の預金又は定期積金の受入れ
  - 二 会員以外の者に対する資金の貸付け又は手形の割引
- 3 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営もうとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。
  - 一 第八条に規定する者
  - 二 農林水産業を営む者であつて主務省令で定めるもの
  - 三 外国
  - 四 銀行その他の金融機関
  - 五 証券業者
- 4 農林中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。
  - 一 債務の保証又は手形の引受け
  - 二 有価証券（第五号に規定する証券をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第六号及び第七号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもってするものに限る。）
  - 三 有価証券の貸付け
  - 四 国債、地方債若しくは政府保証債（以下この条において「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
  - 五 金銭債権（譲渡性預金証書その他の主務省令で定める証券をもって表示されるものを含む。）の取得又は譲渡

六 特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもって指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）その他これに準ずる有価証券として主務省令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い

六の二 短期社債等の取得又は譲渡

七 有価証券の私募の取扱い

八 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

九 担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により営む担保附社債に関する信託業務

十 農林漁業金融公庫その他主務大臣の指定する者の業務の代理

十一 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

十二 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

十二の二 振替業

十三 両替

十四 金融先物取引等

十五 金融先物取引等の受託等

十六 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、主務省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち、第五号及び第十四号に掲げる業務に該当するもの以外のもの

十七 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十五号に掲げる業務に該当するもの及び主務省令で定めるものを除く。）

十八 有価証券店頭デリバティブ取引（当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）であつて、第二号に掲げる業務に該当するもの以外のもの

十九 有価証券店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

5  
12 （略）

第五十五条 農林中央金庫は、前条の規定により営む業務のほか、他の業務を営むことができない。

昭和二十一年法律第二十四号（法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律）（抄）

第三条 政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができない。ただし、財務大臣（地方公共団体のする保証契約にあつては、総務大臣）の指定する会社その他の法人の債務については、この限りでない。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第三百二十二号）

（金融機関等の資産の買取りに関する業務）

第五十三条 機構は、金融機関その他の者の資産を買い取るにより第一条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 （略）

二 預金保険法附則第七条第一項の規定により同項の整理回収業務に関する協定を締結した銀行と金融機関等からの資産の買取り並びに当該買収した資産の管理及び処分を行う業務等に関する協定（以下「特定整理回収協定」という。）を締結し、当該特定整理回収協定を締結した銀行（以下「特定協定銀行」という。）に対し、機構に代わって当該資産の買取りを行うことを委託すること。

2・3 （略）